

平成28年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成28年12月15日(木曜日)

午前9時30分開議

第10 一般質問

第4 議案第73号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)について

第5 議案第74号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第75号 訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第76号 訓子府町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について

第8 議案第77号 町道路線の認定について

第9 議案第78号 第6次訓子府町総合計画について

追加議案

行政報告

意見書案第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書

意見書案第6号 J R北海道への経営支援を求める要望意見書

意見書案第7号 大雨災害に関する要望意見書

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第10、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

6番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。一般質問通告書に従いまして一般質問いたします。

まず一つ目としまして、専決処分のあり方についてということでお聞きいたします。

地方公共団体の行財政運営は自らの判断と責任において意思決定を行い、これに従ってなされているが重要な事項については議会の議決によることとされています。非常に重要な事項が議決を得られない事態が生じた場合には影響が非常に大きなものになる。このことから、町は議会が正当な理由がないにも関わらず議決すべき事件を議決しない場合はそれを長が専決処分して事務を処理できる、これを「専決処分」というと地方自治法にあります。

専決処分を行う理由としては、一つ、議会が成立しないとき、二つ、地方自治法第113条ただし書きの場合においてなお議会を開くことができないとき、三つ、長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたとき、四つ、議会において議決すべき事件を議決しないとき、の要件がありますが、先の臨時会の専決処分について何点かお聞きいたします。

一つ、訓子府町における専決処分の要件はどのようなものになるのかお尋ねいたします。

二つ、先の臨時会提案の専決事項「開盛水源施設整備工事」の専決処分の状況についてお尋ねします。

お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「専決処分のあり方」につきまして、2点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目に、訓子府町における専決処分の要件についてのお尋ねがございました。

専決処分は、議員ご案内のとおり議会が議決すべき事件に関し、必要な議決が得られない場合に、議会の議決を経ずに、普通地方公共団体の長が自ら議会に代わって処分することです。

また専決処分には、法律の規定による専決処分と議会の委任による専決処分の二つがございます。

法律の規定による専決処分につきましては、地方自治法179条の規定に基づくもので、

議員の質問にもありました、四つのいずれかの要件に該当する場合に限られ、専決処分を行った場合、普通地方公共団体の長は、議会に報告し、その承認を求めることとなっております。ただし、副市町村長の選任の同意などについては、専決処分の対象からは除外されます。

また、議会の委任による専決処分につきましては、地方自治法第180条に規定されておりますが、議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したものとなっております。本町の場合は、町債、損害賠償、工事又は製造の請負契約の三つに関して議会の指定を受けております。

2点目に、「先の臨時会での専決事項 開盛水源施設整備工事の専決処分の状況」についてのお尋ねがありました。

前回の臨時議会において説明させていただきましたが、開盛水源の井戸につきましては、既存井戸の管内部の破損により砂等が堆積し井戸からの取水ができなくなり、残りの1本の井戸だけでは十分な取水量の確保が困難な状況となったところです。

水道水は、住民の生命・生活を守る上で最も重要なライフラインであり、給水制限や断水になるような状況は避けなければならないことから、今回の開盛水源について1日でも早く井戸の新設により取水量の確保を行い、安定した水道水を供給する必要があることから、11月7日に専決処分を行い、年内には新設井戸が完成するよう工事を進めているものであります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたのでご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） お答えありがとうございます。専決処分については法律にのっかった中での訓子府町もそういうようなことのもとで実施していることで、訓子府町特段のものというのではないということと考えております。それで今回の、前回の臨時会するときも私も質問させていただいたんですけども、要領を得ない場面がありましたので今回専決処分ということに絡めまして開盛のことをお聞きしたいなと思っておりますけども、まず今回、開盛のこの井戸の事業について専決処分にしたということの対応についてお聞きしますが、確かに経過を聞きますと今年の11月1日から2日にかけてそれが発覚したのでライフラインとしての水道の大事さがあるので専決をしたということですけども、これは要するに11月1日、2日に事態がわかったということで、取り急ぎ専決をしなければいけないというふうに判断したということ、時間からいきますとそういうことですね、ひとつお願いします。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 開盛の井戸、2番目のナンバー2の井戸なんですけれども、これが11月1日、2日に清掃作業をした。そのときにおいて井戸が詰まってしまい、使用不能となったということで緊急の対応が必要ということの判断に基づくものでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） じゃあ違うことをお聞きします。まずこの井戸に関して、今実際に専決しないで臨時会を開こうと思うとどれぐらいの日数を必要とされるのですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 臨時会の開会にあたりましては、3日前に告示しなければならないということになっております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） すいません、よくわかりません。3日前にはやりますよということを伝えなければいけないということですね。ということは要するにこの井戸を掘らなければいけないと、次の井戸を掘らないと生活するに困るんだと。そういうことを判断して係がその準備をしてわれわれに3日前にするためには何日必要なんですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） そのものによると思いますけれども、工事だとか、工事の内容だとか、そういうものによると思いますけれども、1週間程度は最低必要になってくるのかなというふうに思います。先ほど3日前に告示するというお話もしましたが、開会の3日前にですね、告示をして招集するという手続きになります。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ということは今回のこの井戸の話でいきますと、10日もあれば最初からスタートして10日間で臨時議会が開けるということになりますけどよろしいですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 理論上で言えば10日ぐらいでできるのかなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 今はっきり10日ぐらいでという話になりましたので、さらにお聞きしたいんですけども、今回11月7日で工事を頼んだの臨時会が25日に開かれましたよね、そういうふうに考えますと、この間に議員とか町の方もいろいろな行事とかがあつて忙しいというのはわかりますけども、逆に言いますと開こうと思えば開けた状態であつたのではないかと思うのですけどもいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 工事のですね、契約等を決める上でですね、予算の裏付けがないとその事務は進められないということになりますので、その契約事務の前、前段に予算付けをしなければならないということです。それで今回は11月7日ですか、7日に予算の専決処分を行って、それから発注事務を契約の発注事務を進めているという流れになっておりますので、11月25日まで予算を待ったのではちょっとだいぶん工事が遅れてしまうということになってしまいます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） すいません私の言い方が悪かったですね、すいません。臨時会を25日に開かれたんですけども、これが発覚したのが11月1日、2日ですから、そのときからすぐ対応しようと思えば10日間ということは、もうその前の時点でこれがいつ専決処分を決めて、そういう予算組みをするためのスタートをしたのかわかりませんが、結局これまでは20何日間、臨時会を開くの20何日間あるんですけども、10日間で準備をして、じゃあ10日前後に臨時会を開こうと思えば開けたのではないのかなと

いうふうになんか感じているんですけども、それは感じています。今回のこのことにつきましては臨時会を開かない、専決をしなければいけないぐらい大事なことだったのだと思うんですよ町としては。ただですね、このことは前回、臨時会のときにも私も質問したんですけど、ちょっと回答がうまく聞こえなかったんですけども、26年に、要するに2年前ですよ、2年前にこの一つのストレーナーに穴があき、内部にいろいろなものが堆積し取水低下を招き、内部の堆積物を取り除く清掃を行った井戸だと。2年前ですよ。それは自治体に本当に毎日、毎日大事な水のことであって、2年前にこんだけのことが起きていながら、なぜ今年の11月までこんなにひどくなるまで、急を要することになるまで点検が行われなかったのかちょっと、この間も聞いたんですけど、ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 2年前にこの井戸につきましてはストレーナー部分の破損で砂等が堆積したということで、その後カメラ等で見ても原因の究明まではちょっと至らなかったんですけども、推測の部分で砂利等がたまっている事案等を考えるとストレーナー部の穴があいているものということで判断しています。その後、事案が落ち着いており、ある程度の取水は可能ということで続いております。取水に関してはどうしても砂等の堆積等で取水量の制限等も出ていたということで将来的には井戸を掘る、または他の水系から水を供給するなど、安定供給に向けたかたちの検討を進めていた段階ではあります。そうした中で今回、清掃等を行って、その井戸の延命等を図ろうというような措置で今年度井戸の清掃等も予算組みをして実施したという経緯がございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） そんな大事な井戸なのになぜ2年間もしなかったのかと聞いたんです。2年間、その26年の1年でもこんだけ大変な状態になっているのに、なぜ今年の11月までそれに対して、しかも夏場の、もちろん夏場のたくさん水を使うときもあったはずなのに、なぜ2年間こういう状態を把握できなかったのかということ聞いたんですけど。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 2年前に、26年ですね、そこで事案が発生し井戸の清掃を行っております。その後、水量に関しては若干の取水量の低下はございましたけども、安定をしていると。昨年、1年間についてもある程度安定をしていたということでそのまま継続で使用して次の対策等を検討をしていた段階ではございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 今、答えている課長が当時の課長じゃないので大変申し訳ないという気持ちはするんですけども、26年にこんだけのストレーナーに穴が開いているような状態でぼんぼんたまっているような状態があって、ただとりあえず水は出ているからいいわと。いいわ、いいわという感じで2年間たってしまったということで判断していいですか。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 先ほどもちょっと申しましたけども、井戸の水がある程

度安定して出ている状況であれば何とかそのままこの状態が維持できるのではないかなど
いうことの判断で進めております。いずれにしてもこういう状況というのはずっと続く
ということではなかったということをご想定しまして、次の対策、それらを次年度予算等で検
討している最中で今回の事案が発生したということになります。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） もちろん、検討していたと。だから時間のことを言っているんで
すよね、わかりますか。26年にこんだけのものが詰まるような穴が開いていることを確
認したカメラを入れてまでなんぼお金がかかったか知らないですけど確認していると。それ
だけのことがありながら大事な水道水、今回みたいに急にこれが発覚したら専決をしてま
ですぐやらなければいけないような事案に対してやはりちょっと対応が軽すぎるのではな
いかと。それが今回専決をすることになった大きな原因ではないかと思うんですけどいか
がでしょう。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 先ほど余湖議員の方からの現在の山本課長については当
時の課長でないということでご発言もございましたので、当時私が担当しておりましたの
で、私の方からご説明をさせていただきたいと思いますが、2年間何もしないで放ってお
いたのかというようなお話でございますけれども、基本的にはですね、山本課長が言った
ように当時は2号井戸を使っておりましたけれども、1本で取水はずっと間に合っ
てございました。それがですね、土砂等の堆積が増えてきて警報が鳴り、取水量が減ったと。そ
の結果、調査したところ土砂の堆積があるということで土砂の除去を行いました。ところが
思ったほど土砂の除去ができなかったと。吸えば吸うほど多少また入ってくると。そん
な中で想定する考えとしてはストレーナーからの砂の、要するにポンプですので、くめば
くむほど穴が開いていけば、穴というのか、破損があれば吸ってくるということもありま
して、それを止めて、それでもある程度回復はしたと。プラス予備でありました1号井戸、
これを併用しまして、取水を行い、それで2年間十分対応ができていたということござ
いました。山本課長が先ほど言ったように検討していたという部分につきましては、当然
投げかけておいて永久的にいいということではございませんので、先の臨時議会で私の方
から説明をいたしましたけれども、現在検討しております道営南地区の畑総事業の中の営農
飲雑用水、これは豊坂、協成、それから清住地区の水道施設に関して道営事業で更新を行
うという計画をもってございましたので、豊坂地区に上がっております開盛の水源のそ
の部分についてもそういう状況等もございましたので、その中で新しく井戸等の改修がで
きるかどうかというところを検討してございました。当然道営事業ですので、道の負担、国
の負担もございますので、有利な補助事業ということもございまして、その中で何とか対
応できればというようなことで職員も検討していたところ今回、急というのかはちょっと
あれですけども、※ _____ な事態が発生したということで、あと日頃の点検については
ですね、当然日常の点検で取水量、それから水質、そういう部分については点検をしてご
ざいますし、何かあれば当然警報が鳴って職員等が確認に行くというようなことで2年間
については、その部分について十分というかはちょっとわかりませんが、給水の方々
に不便をおかけしない部分で対応できていたということでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） プロでしょうから水道に関してはもちろんそれに対応していく方は。ですからその判断はどうかということ、私はプロじゃないのでわかりませんが、本当にいざこうなったときに慌ててこういう対応をしなければいけないような現状が目に見えているはずなんですけれども、今の説明では道営事業と一緒にやろうと思ったからそうすれば予算的な面の軽減を考えてのお話だったのかと思いますけども、やはり2年間というのはちょっと長すぎます、どう考えても。これは、じゃないかと思えます私としては。やはり26年にこういう状態になって、とりあえず出るようになっていんだと。そうすれば27年には対応しなければいけない。まずどういうかたちになるのか、それぐらいは判断するのがやはりプロの世界にはあるのではないかと思いますよね。それはそれで予算的なことを考えて道営事業なんなり等一緒にとということも考えたということもありますので、それはそれで町の予算のこととか、いろいろなことを考えてきたんだとは思いますが、それはそれでそれ以上追及する場面はないのかなと思います。ただこういうことに関してはもう少しプロの仕事として、課長がプロかどうかはわかりませんが、プロ的な人材の中でそういうものを運営していつているはずですので、もう少し細かい対応が必要ではないかと思っております。それでこれ実際に2千万円以上のお金がかかるわけなんですよね、これ2千万円というお金が私としてはですね、先ほど前段で専決処分としてやるために訓子府町ではどのような規則とか決まりがあるのかなというので考えたんですけれども、これいざ2千万円、こういうようなことで2千万円以上の専決というのは過去やはり、私もなったばかりじゃないですけれども、私のいる間ではちょっと感じられなかったんですけど、2千万円を超えるような数字の専決というのは今まで何度かあったのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、専決の金額の問題でございます。法では金額的な部分のしぼりはないということでございますので、私も4年間なんですけれども、4年の中では2千万円を超えるような専決はなかったという記憶でございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） そうだと思いますよね、事故の補償ですとかね、賠償ですとか、そういうようなことに関しての専決というのはわれわれも何度か聞いていますけれども、やはりまともに行けば、きちんと予算を立てて、きちんと議会に提案して、本会議の中できちんと検討しなければいけないぐらいの大きな数字で、しかも将来にわたる大事な事業だと思います。これについてやはりこういうふうな専決をしましたよと言われるということは、なかなかこういう町と議会という関係の中でいきますと、どうしても何のために議員がいるんだというような判断になってくるのではないかと思います。これは今後ともこういうようなことでやっていきますと、本当に議会軽視の一つの出来事ではないかなというふうに感じているわけなんですけれども、今回やはり今の時期ですから、説明にもありましたように繁忙期というか、農家の方がたくさん水を使うような時期じゃないと。その時期になったんで、急いでやるんだというような話がありましたけども、結果もう専決とおっていますから、これをどうのこうのではないのですけれども、私としては無理をしないでも結果的には臨時会を開いてきちんとしたかたちの中でこの2千数百万円の予算をとおすことができたのではないかと思うんですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 理論的・理屈的にぼっていけばそういうかたちになるのかもしれませんが、やるまでに、復旧というかね、水が出て配給できるまでになると、それが間に合うかどうかというのは、今だから間に合うかもしれませんが、その当時とはとにかく急がなければならないという理由がありましたので、それが年前という意味ですよ、そういう意味で早く復旧するという意味でいけば、そういう理由がありましたので、今、結果的に水が出たわけですが、そのことをその当時にすると年内に間に合わずか間に合わさないかという論理でいけばわからなかったこともあります。西森議員だかの意見にもございましたけれども、出なかったらどうするんだってというような、当然そのおそれって水道ありますから、そういう部分でいけば私たちの、われわれとしては、とにかく水の供給をするということを第一前提で今回の専決をさせていただいたと。

そして専決については、いい悪いは別にしましても、法律的な要素でいけば、議会軽視とか何とかには当たらないというふうには思っております。それは当然全てにおいて議会にかけて、皆さんのご理解を得ながらやるのが一番いいのかもしれませんが、そういう部分の^{けんけつ}かんじがらめの法律でなくて、そういう隙間をぬうため^{けんけつ}というんですけれども、法律の欠缺をぬってやっているわけではないですから、その制度にのっかって専決をやらせていただいて、それが重要だということがわれわれが判断してそういうことで専決をさせていただいたという意味で、議会を必ずしも無視してとか軽視してとかという言葉には当たらないと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 今、副町長の説明では軽視はしていないと。もちろん軽視はしていないのでしょうけれども、ただ、専決するに当たっては、先ほど条文の中にもありましたように四つ大きな事項がありまして、きっとこれ今回のことについては議会を開く時間が足りないので専決したと。それに値するのではないかと思います。それ以外はきっとないと思うんですけれども、ですから議会を開くのにどれくらいの時間がかかるんだと。そこから入ったんですけれども、そういう意味で考えますと、決して時間的余裕はないわけではないと思うんです。しかも、しかもですよ、私はそういうのは、要するに農繁期ではない、今の時期であるから今の出ない状態、水の状態でも生活用水には間に合うんだと。そういう表現あります。ですから逆に言うと正月にちょっと水をたくさん使うかもしれない。来年の農繁期にはたくさん使わなければいけない。だから井戸を掘るんですから。そのスピードというか、その急ぎ方というのは、そういう意味でいくとそんなに今すぐ井戸が枯れるという結論を出したわけではないので、そういう意味でいくと専決することではなかったのではないかという言い方を私はしています。しかも数字が大きいのでやはり極力これは、もちろん町のやっていることが間違いでないというのは副町長の説明でわかりますけれども、しかしやはり順番としてはきちんとしたかたちでやるべきことではなかったのかなというのが私の質問です。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 山本課長の方から委員会のときもそうでしたけれども、何回も水道の量とか何とかの話というはよくわからなくなりますので、単純にパーセンテージみたいなイメージでちょっと捉えていただければと思うんですけれども、今回やらせていた

だいたのは、例えば井戸から出る水が仮に40だとします。%でもいいし40だとします。そしてあの地区、あの水を使う地区が全部で50使うとしますね、そしたら10足りないですよ、イメージ的にですよ、けど豊坂の配水池でためがありますので、そのところに例えば水を一般的に8時だか7時だかピークわからないですけども、夜中に朝までためるといふ部分ありますよね、それでぎりぎり間に合っていたというような状況がありますので、それを解消するためにも本当は使う量よりも出る量が多かったらいいんですけども、そういう状況にはなかった部分があるから急ぐと判断した。そういう面ですととにかく月が11月か12月か1月かは別にしましても、一般的にいう正月前にはね、必ずそれを水を出してやりたいということもあって、とにかくそのためにはすぐやらなければならないという状況があったものだから急いでゴーサインを出したと。そして専決をさせていただいたという、そんなイメージで捉えていただければと思います。それが余湖議員言うようにそれは議会を受けて例えば1月でもいい、2月出てもいいという論理であれば、それはそれで間違っていないと思います。でもわれわれはなるべく12月中、少しでも早くには水を出して供給させたいということで専決させてもらったというふうにイメージとして捉えていただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） またこれ堂々巡りにするつもりはないんですけども、今出ているのが40で実際に使うのは50で10は夜ためているから何とか間に合っているんだと。その判断はじゃあ、いつなさったんですか。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 11月1日、2日、井戸が駄目になった時期、そのときに内部で協議等を行ったんですけども、そのときに1本の井戸で緊急的な部分で1本の井戸の可能な限り取水量を上げた状態で、どういう状態になるかということのシミュレーション等も検討として上げております。その中では当面の間に関しては1本の井戸で何とか水を供給できるだろうというような判断もそのときはありましたけれども、将来的に当然お正月の年末年始等に関しては例年需要が高まるというところには給水の制限なり断水などの可能性もあるということの検討材料であります。あと工事に関してはひと月、早くてもひと月、またひと月半ぐらいかかるということでの判断でしております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 専決してしまった話ですけども、私は今後のことについて、やはりこういうことがあっては困るなということもあるというのが一つ。

それともう一つはやはり先ほどから言っていますように2年前にそういう状態になったものが2年間どういういろいろなことをやっていたのでしょうかけれども、いざ11月の末にふたを開けたらもう25%も足りないような状態になっている。だから専決しなければいけない。やはりこれは普通の状態ではないと思います。やはりもっとこういうものに関しては点検とかそういうものをあれして本当に大事なライフラインのことですので、もっときちんとしたかたちで設備できるようにきちんと安定供給できるようなかたちで考えていただきたいと思いますので、やはり専決も数字が大きいからどうのこうのということや、やはり数字が大きいと議会をやはりきちんとしたかたちでおした中でやってほしいなという気持ちも持ちますし、それが必要ではないかと思います。もちろん副町長が説明した

ように今回のことはというのは、それはそれでわかりますし、法にのっとったものだというのはわかるんですけども、やはりそこら辺はもっと考えていただいた中で今後運営していただきたいという気持ちをもっております。強いて言えば専決して、もう金額言わないからというのはこれはちょっと私もよくわからない。わからないというか漠然と考えるのですけれども、今回昨日の質問の中にもありましたように、今回の災害、台風災害、9月、10月の災害に対して、いろいろな面で補修が遅れていると、町民の方からたくさんどうしてうちの道路直らないんだ、ここいつまでもどうなっているんだというようなことがあります。これは昨日の説明の中でも道とか国とかの関係でどうしても時間がかかるものはあるんだということもわかるんですけども、昨日の説明にあったように来年の予算の中で一般財源を使った中で補修も考えているんだと。そういうような話もありましたから、やはり一般財源を使うような工事ができるぐらいでしたら、そういうことはもう9月、10月、もうすぐに専決してもらって、とりあえず町民からそういう苦情の出ないような専決ならなんぼやってもらってもいいと思うんですけども、やはり今回のような専決というのは今後考えていただきたいということで、このことに関しての質問は私終わりますけど、最後にどうぞ。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 専決の制度的な問題は別にしまして、余湖議員言うように先にそういうものやっておくべきだろうということにつきましては、いろいろと事由あったわけですけど、現実的にそこまでもつかどうかということ判断しながら最終的に駄目だということになったわけですが、それが余湖議員が言うような意見が正論だと思いますけども、今後そういう事業、これに限らずですね、そういう事業についてはできるだけ予算のこともありますけれども、先見の目をもちながらやっていけるように努力はしたい。確約はできませんけども、お金のこともありますので、なるべく先を先を見て、早め早めに対処できるようなかたちで努力していきたいと思っておりますのでご理解願いたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 努力をよろしくお願いします。私も努力して協力していきますのでよろしくをお願いします。

二つ目の質問に入らせていただきます。

二つ目としまして教育長に対して、武蔵野美術大との産官学プロジェクトの展望と進捗^{しんちよく}状況についてお尋ねいたします。

武蔵野美術大学との産官学プロジェクトについては9月定例会において私も質問させていただきました。数字的なことからのその後の進め方に対して参考に検討するとのお答えをいただきましたが、来年度の予算の計画を進める時期となり考えをお尋ねしたいと思います。

一つ、産官学プロジェクトの展望と進捗状況は。

二つ、それと合わせてやる「パブリックアートによるまちづくり事業」「ワークショップ」について、その展望と進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「武蔵野美術大との産官学プロジェクトの展望と進捗状況」について、2点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

本町出身の彫刻家水本修二氏の彫刻作品「関係空間」につきましては、10月28日にレクリエーション公園芝生広場にて、ご遺族や関係者にもご参加いただき展示公開セレモニーを行ったところです。

また、同日の講演会では、武蔵野美術大学の伊藤教授と細井講師から「関係空間」という作品の解説や文化芸術とまちづくりについてのお話をいただき、その後のシンポジウムでは「芸術がひと・まちに与える力」をテーマに町内外の作家がシンポジストとして参加し、「芸術は次世代までゆっくと培っていくものであり、訓子府の未来に期待する」などの意見が出され、町民の方からは今まで以上に文化芸術の振興を図ってほしいという意見が寄せられました。

1点目の「産官学プロジェクトの展望と進捗状況」と2点目の「パブリックアートによるまちづくり事業とワークショップの展望と進捗状況」についてのお尋ねについては、関連がありますのでまとめてお答えをいたします。

パブリックアートによるまちづくりについては、町民に親しまれるパブリックアートの推進、よりよい鑑賞環境の整備、地域資源の活用を基本的な考え方として、「武蔵野美術大学との連携プロジェクトによる文化芸術事業」と「既存のパブリックアートの維持管理と活用を図る事業」が大きな柱となっております。

まず、武蔵野美術大学との連携プロジェクトによる文化芸術事業であります。大学側と協議を重ねて、概ね方向性が固まったところでございます。

平成29年度から武蔵野美術大学との連携により、一つ目として驚きと感動を味わうために、学校や地域における子どもから大人までを対象とした講座や制作実習などのワークショップ事業を行い、子どもたちにとってこうした貴重な体験が郷土愛を育み夢と希望を与えることができるものと考えています。二つ目としては武蔵野美術大学院生等による彫刻作品の公開制作とその作品を町内に設置し展示することとしております。三つ目として、美術の楽しさ、面白さなどを広げていく活動として全国的に有名な「武蔵野美術大学黒板ジャック」を行い、美術を通して子どもたちと交流する活動を考えているところです。

次に「既存のパブリックアートの維持管理事業」では、町内に設置されている彫刻等の維持管理の取り組みのためにボランティアを募集するなどして、町民自らが貴重な文化資源であるパブリックアートを守っていくという環境づくりを図っていきたくと考えております。

こうした事業を継続していく中で、町民の芸術に親しむ環境を醸成していくとともに芸術とまちづくりに関して町民が参画していく機会の提供を図っていきたくと考えております。

また、本町にあるさまざまな素材や風景、人材といった地域資源を活用しながら事業展開を図っていくことも考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 進捗状況については大変よくわかりました。進捗してますね。というか、前に言っていたのと具体性がまだちょっと足りないような気がするんですけど、ここまで進捗というのは、これがどこまで進捗なのかかわからないですけど、ただ私は

ちょっとこの進捗状況という書き方が悪かったですね、質問の意図が半分はちゃんと進捗状況が書かれていたんですけども、この時期ですので実際にどれぐらいの予算を見ているのかと。それをまず聞きたかったんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、余湖議員の方からございましたパブリックアートによるまちづくり関連の事業の予算でございます。これにつきましては3月議会で議員各位においては審議をされるということですので、今のところ社会教育課としては予算要求をしている部分といたしましては、大まかに180万円ほどということで考えております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 180万円、これはすいません、来年やる事業に関してトータルで180万円とみているか、これは継続事業として考えて、年間180万円ずつつけていくというようなことで考えているのかお願いします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 次年度、初年度でございますので180万円程度ということでございますが、30年度以降から33年度までにつきましては、そのときどきによりまして、例えば作品の状態とか事業内容の精査をしていきますので、若干の増減はあるかと思えます。その点につきましては、また大学や関係機関とも協議しながらですね、進めていくということですが、概ね180万円を基本に増減ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） それではその180万円の中で大学とのプロジェクトとして、要するにいろいろ考えていらっしゃる大学との連携によるもの、いろいろ考えていると思うんですけども、そのものに使う予算というのはどれぐらいですか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 大学の方との連携につきましては、彫刻作品の公開制作、それから展示、それから彫刻体験のワークショップ、それから黒板ジャックということで三つほど考えております。公開制作につきましては100万円ちょっとのお金ぐらいになるかと思えますが、その公開作品の制作をしていただく作家の方に彫刻体験のワークショップも指導者としてと、制作者の立場と指導者の立場として両面でこちらの方に来ていただくということですので、百数十万円ぐらいになるかと思っております。それから黒板ジャックにつきましては、これは武蔵野美術大学の現役の学生さんに来ていただくという部分で旅費、滞在費、それから消耗品等ということで約40万円ぐらいをみているところでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ということはあれですね、予定している180万円のうち150、60万円は大学との連携の中で使っていくと。ということはこれは今ある、要するにそうですね、町内にあるものを生かした中での、それを活用した活動と言うものに対し

ては、これ今のお答えをみていますと、あまりないんですよね、ないんですよねというふうに感じるんですけども、ボランティアでいくとかね言っていますからお金かけないようにしようかなというふうに考えているんだと思うんですけども、これは実際にこの数字だけでいきますと20、30万円かなと思うんですけども、地元のものを活用した地元の活動というのはその程度ですか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） まずパブリックアートの維持管理の講習会、それからボランティアの募集ということでは3、4万円ぐらいということで考えています。講師につきましては地元の方を、ご協力をいただきながらということで進めていきたいなと思っております。それからあと10月に行われました講演会、文化芸術に関する講演会をお聞きしている町内のグループ、二つのグループの方からぜひ関係空間、彫刻作品の関係空間に関連した、そういう事業を行いたいということで、その辺につきましては消耗品とか材料費とかの部分にもみさせていたどうかということで計画をしております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） わかりました。お金の話がやはり大きな事業をやるためにはことだと思えます。私も総論賛成と前からいっていますので、この事業に関しては賛成させていただきます十二分に。ただですね、前にも質問させていただいたように、この理解を得てお金を使うためにはこれ単年度予算、来年じゃあ180万円使って終わりですよというのはいいんですけども、これ継続事業として考えていますから、180万円は前後、来年はとりあえず180万円考えていますけども、その次に30年、31年、33年までの5年間については前後しますよと言っていますから、そうするとこれ5年間必ずやるんですから、180万円は前後して900万円から1千万円のお金を今この事業に関しては5年間ですけど使うんですよと言っているんですよね、スポーツセンターの話とか聞いてもわかるように、15億円は高いかと、10億円ならいいだろうというような人もいるぐらいですから、ものごとの本質はそこではないのではないかと思いますけども、ただやはり現実的には、なんぼなんだというのは大きいんですよねこれね。じゃあ今まであまり訓子府町の中にそういう措置のなかった、今までないようなこれから芸術文化に携わる活動をしていくんだということで今年から出していただいて町民に対して理解を得ようとしているんだと思うんですけども、前回の定例会でも、まだ理解は得られていないと私は思っていますし、じゃあ理解を得るために、このことに対しての理解を得るために、じゃあ前回の定例会から今回の定例会、3か月の間にどのようなことを実際に町民の方にやってきたのか教えてください。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、この3か月の間に町民の方々にこの文化芸術活動方針がどのように理解をするような取り組みをされたかというご質問だったかと思えます。まず文化連盟の、ちょうど文化祭の会議がございましたので、そのような場面で文化連盟の参加団体の皆さん方には、この活動方針を説明をさせていただいております。それから社会教育委員会議や校長会議、それから教育委員会議はもちろんです、そのような場面でご説明をさせていただいております。それから生涯学習情報紙のまなベル等でも数回にわたって町民の皆さん、全戸配布ということでさせていただいております。それか

ら余湖議員も切り抜きをお持ちのようですが、新聞報道等でも数回にわたり取り上げていただいている。報道の関心の高さを感じているところでもございますが、そのようなところ、それから公民館のロビーにも水本さんの作品、併せて寄贈いただいたものを展示をしたりとかですね、あと美術評論家の方がブログの中で今回の作品の移設の紹介とか、訓子府の取り組みを紹介させていただいているということでございますので、そのような各機会を利用しながらですね、理解をしていただく取り組みを続けていきます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） そうですね、文化連盟ですとか、社会教育委員とか、いろいろな会合で言っていますよと、報道もされています。私も切り抜きを持っていますけどもわかります。次に質問はここにいくんでしたんでついでですね、切り抜きがありますここにね、皆さん何回も見ているんだと思うんですけども、要するにこれは道新の切り抜きなんですけども、道新の切り抜きに「公共空間のアートまちづくりに活用と、訓子府町、武蔵野美大と連携、来年度から」という見出しで載っているんですけど、ですからこの中身のことをやるんだよと、やはり一般の方というのは私だってそう思っていましたけれども、こういうのを見ると、ああ訓子府はこれやるんだなと。決まったんだなと。やることに決まったんだなというようなことになるんですよこれね。これが一つの広報の手段だというのはわかりますけど、こういうふうに考えています。まだ決定していませんとこれ書いてくれるといいんですけどね本当からいきますと。私はそう思います。考え方ですよ。教育委員会、町長と訓子府町と教育委員会と林教育長と合わせて係が考えて、こういうふうに考えているんですよというならいいんですけど、これ見ちゃうとこれ決まったようなもうイメージですよ、どちらかと言いますと。これが一つあります。それで同じように水本さんの「関係空間」にきた人も、これ持ってきますよ、そういう約束してここへ持ってきますよといった、芸術文化を進めるんですよ。ああいいなと思うんですよ。ところが実際に予算がとおって、これに830万円かかるんですよといったら、何すんだそんなもんで、これがやはり町民の意思ですよ。意思というか反応ですよ。われわれもきっとそういうところたくさんあると思うんですよ。ですから今回のことも、今、課長はいろいろところで説明していますよ言ったけど、じゃあ実際、来年180万円お金がかけるんですよという説明しましたか、どうですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、余湖議員の方から新聞報道のあり方も含めての話だと思いますけど、まず私どもとしては、まず来年度につきましては予算審議の中で180万円と今、課長が申し上げたように、予算を計上した中で、またその辺の議論をいただいた中で来年度の執行ということになりますので、それは原則の中でそうっております。ただ新聞報道がどうかということに関しましてはですね、私どもは文化芸術活動方針という方針を作った中で、その中でパブリックアートのまちづくりを進めていくということを町として方針を作ったことが一つでございますので、それが新聞の中で来年度、町としてこういう事業を展開していくということをご紹介いただいたということで、まずその辺のことはご理解いただきたいと思います。

来年度180万円計上したことに対して、そういうところでお話したかどうかにつきま

しては、それはまだ予算計上をしていませんでしたので、予算見積もりですか、今後その辺のところを含めて各団体も含めて来年度に向けてその辺のところをご理解いただくように進めたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） こういう報道のあり方ですよ、あり方については、出す方はこれを出して町民に知らしめるんだとか、世間にいろいろやっているんだよというふうに考えているんだというためには非常にいい媒体だと思います。ただしやはりこれは中途半端ですよ、やはりね、結果論からいきますと、きっと今、教育長言いましたように実際に180万円お金がかかるんだよということが出て初めて理解を得るための活動が始まるんですよこれね、きっとそうだと思うんですよ。この全体の構想についてはいいけども、今実際やるためにはじゃあなんぼお金かかるんだというのがこれ今までみたいにこども園にしる、スポーツセンターにしる、やはりそういうことの積み重ねなんですよ。ですからこれ金額を出してこういうかたちで進めたいんだということを全部一緒にして町民の理解を得なければ、理解を得たということにはきっとならないんですよこれね。ですから今までのいろいろなことでいきますと、やはりやりますということだけを一生懸命、今回のこの芸術に関してもいろいろな会議でやりますよ、やりたいんですよ、それは素晴らしいですよこれね、いいことだと思いますよ、けども実際にお金が180万円、5年間やはり1千万円近いお金をこのことに投資するんだよということになったときに、じゃあどういう反応なんだ。そこが大事だと思うんですよ、こういうことって、お金がかかることって。だからきっとスポーツセンターに関してこども園もそうだったように金額が出て初めて本当の反応が出てくるんです。構想だけでは本当にいいな、素晴らしいな、私も思いますよ。スポーツセンター絶対必要ですよ、今の大きさ必要ですよ、絶対そう思っています。ただしその金額が出たときに、その反応というのは全く変わってきます。ですから、その理解を得ましたというのは、もちろん理解を得ているんでしょうねきっと今までの中で、文化連盟もいいなと思う、社会教育委員もああ素晴らしいことだなと言った、それはわかりますよ、理解を得ている、そういう面では。けどこれが本当に5年間1千万円近いお金を使う事業なんだよと言ったときに本当に理解をそれからの理解を得られるかどうか。じゃあそのお金のことはいつ出るのよ、3月の予算だから、そのころでないとやらないんじゃないですかきっと、そしたらまた議論する時間が3週間か1か月の間にもう議会があって、議会でもまたそこで議員の良識の中でそれが賛成か反対かということになるんですけども、それだけではやはり町民の理解を本当に得れるのかということが一番心配しています。こういうものというのはまるまる金額も出して本当に実際のこれだけお金をかけるんだよということまで出して理解を得るという方法を方式にしてもらわないと、何となくやはり今までの流れの中でいくと本当に予算審議、今ごろだから私は今回言ったのは、今ごろ一生懸命皆さん予算作っていますから、きっと数字出ているんだろうと思って聞いたんですけども、実際に言ってもらってよかったんですけど、これ黙っていると3月の議会までわからないですよ。それはそれまでも半年以上、要するにこの話が出てから半年以上、もう皆さんは教育委員会の方は町民のいろんなところ行って理解を得てきましたよと言いますよね。でもそれから今度数字が出てからじゃあその反応はどんなのか聞くひまないですよ、ね、ね、ね。われわれ議員もそういう個別にはこういう話が出

たんだよと。180万円かかるのだとしたらどうだいという、そういう時間がまたないですよねこれね、ですからやはりこういうもの、新聞のあり方ですとか、こういう理解を得るための手段として、やはり予算と内容というのは一緒になってペアになって出してもらわないとなかなか難しいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか教育長。

○議長（上原豊茂君） あと2分です。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） まずお金の問題はちょっと別のことといたしまして、例えば10月28日に開催した文化芸術に関する講演会が行われ、多くの町民が参加したんですけど、それで先ほど課長の方からご紹介したように、そういうふうな開催することによって、町民自らが文化芸術活動に向き合うとか、そういうことの気持ちの醸成がまずは出てきているということで、私どもとしてはそういった意味では文化活動方針を作った中での町民の中での理解が深まってきている部分もあるのではないかというふうに思っております。

それで180万円という部分で言えばですね、やはりスポーツも同じように、やはりそういう技術性とか芸術性が高い人が来た中でそれを直に触れながらやるのが、そういう部分で進める上では大切だと私自身も思っていますし、そういった意味では180万円が今、水本さんの作品をきっかけに武蔵野美大と連携をとれることによって芸術性の高い人たちと連携がとれることということで、そのことを今180万円積み上げたので、それらを含めてですね、皆様のご理解をいただくように今後も努力してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 時間がないので走りますけども、180万円が高いのか安いのかと言うのはあれですけども、私は感じる方としては5年間やはりやらなかったら意味のない事業ですし、5年間やると1千万円のお金がかかるぞ、これはやはり高いと思います。今かけるべきではないと思います来年は。やはり今、課長の説明の中では180万円のうち、地元でやることに対して20万円か30万円だと言っていますけども、今、訓子府にはたくさんの芸術があって、いろいろなもの、彫刻もたくさんありますから、それについての地元の盛り上がりをするために来年50万円ぐらい使ってくださいよ、それで大学は逃げませんから、がっちり空間を置いたんですから、再来年から1年間そういう活動で盛り上げておいて、再来年からそういう町民の盛り上がりとともに200万円をかけますよというような活動にさせていただくときっといいんじゃないかと思うんで、ぜひ検討してください。最後にありましたらどうぞ。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんから、余湖議員のような議論というのはね、やはり議論しなければ駄目だ。農業基盤整備なんか考えたら10年スパンで110億円から150億円になる。ずっと積み上げてきてこういうことやりたいといいながら単年度、単年度で議会の承認を得ながら進めているということを理解いただきたい。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） これで終わります。

○議長（上原豊茂君） 6番、余湖龍三君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号

○議長（上原豊茂君） これより提案理由の説明が終わっております議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号について各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第73号の質疑を行います。議案書1ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。ページ、5ページの老人福祉費、この中で高齢者福祉一般事業の中で、地域介護・福祉空間整備推進補助金、これは説明の中で「はるる」に導入する介護ロボットと見守りセンサーという内容だったんですが、これは国の補助金ですけど、この補助金を受けられる要件ですか、それと今回こちらに対象になったという、この内容について、もう少し教えてください。

それと4ページの社会福祉総務費の中で臨時福祉給付金事業がありますが、これ住民税非課税世帯1、200人を対象にしたということですが、これの今までも国のいろいろな福祉臨時給付金などがありました。この方たちにどのようにお知らせして、これは申請をしていただくとか、そういう作業になると思いますが、そのあたりを申請漏れがないようなかたちとか、どのような周知の仕方をしますか。既に給付金事業があって、それを活用するというお話もあったようですが、その後さまざまな状況の変化で新しく対象になる方なども増えてきているのではないかと思います。そのあたりどのように進めていきますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず5ページの3款、1項、2目、高齢者福祉一般事業の地域介護・福祉空間整備推進補助金についてでございます。この質問についてでございますが、この国の補助金を受け入れる要件ですけれども、これにつきましては町の会計をいったん通しまして、国の補助金を預かりまして、それを、全額を「はるる」に交付することになりますので、要件は他のこれから要綱とか整備することになります。それと内容ですね、ロボットについての内容だと思っておりますが、2種類ありまして、副町長の説明でもありましたが、まずは「パルロ」という体操したり日常会話をしたり、そういった健康を促進するためのロボットが1台入ります。それは小さいものなんですけども、テーブルの上で皆さんの前で体操をしてみせたり、それとか毎日、対象者の名前とかも覚える機能がありまして、その方に対して認知機能もありますから、その方の名前を呼んだり、季節の

話をしたり、そういった会話をするということもありまして、それにより笑顔が増えたりとか、そういった効果もあるようですので、まずはそのロボットが1台、それはデイサービスの方に入ります。そのほかにシルエット見守りセンサーというものが3台入ります。これについては1台30万円のものなんですけれども、これは各部屋のベットのそばに張り付けるようなそういう機械になっておりまして、認知症の方が入居されているグループホームですので、グループホームに配置されるんですけれども、動いた、ベットからはみ出たとか、ベットから起き上がったとか、そういったことが常にこの機械が監視をしまして、動いたことによってタブレットやスマホの方に職員の方にこういう状態だということが報告されるというものになっておりますので、認知症の方ですので、徘徊だとか、そういったことも出てくるかと思っておりますので、そういった意味から、いなくなつてからではなくて、その前段でわかるようなシステムを導入するということで、介護に対するそういう作業面ですか、そういった事業者の軽減を図るということにつながるかと思っております。

4ページの方になります。臨時福祉給付金ですね、3款、1項、1目の臨時福祉給付金の周知内容でございますね、これにつきましては、まず広報だとか折り込みだとかそういったものを利用して一般的にお知らせすることのほかに、前回の対象者になっている方に全て郵送で通知いたします。3か月間の受付期間があるんですけれども、2か月たつても来られない方はまた再度通知をしたり、そういったことで、それでも来ない方には電話でもお知らせしたりとかをしてできるだけ申請していただくようにしております。いったん窓口に来ていただきまして、税の照会が必要になりますので、そういった申請をしていただきまして、正式な申請書を打ち出しまして、それにお名前と印鑑をいただくというような方法をとっております。給付金の対象者、今回の給付金の対象は今年、28年1月1日の住民状況がベースになっております。ですから28年に2回ほどもうこれまでに給付金があったんですけれども、それと同じ対象者という考え方になります。ただ同じと申しますか、年金だとかそういったものが対象になっているものは除いて、非課税世帯に対しお一人いくらというものと、前回対象になった方と同じ方が対象になることになります。それは国で決められた要件でございますので、新しく対象になる人が増えるということではありませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 関連なんですけど、今回「はるる」にこの介護ロボットが導入されるというのは、「はるる」が介護支援サービスの受け皿になって、要介護、要支援認定者の通所サービスなどを受け入れている事業所だからということで「はるる」にいくということですか、その辺確認。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 採択の要件でございます。これにつきましては、まず目的が、交付金の目的が介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知することにより介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備により介護従事者の確保に資することを目的とすると

なっております。そういったことから目的の要件としましては日常生活支援における移譲介護だとか、移動支援だとか、そういった見守りだとか、そういったことも対象にはなっております。対象の施設は介護保険法によります生活支援の活動拠点となる、そういう施設となっております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。1点だけ、2点ぐらいになっちゃいますけれども、5ページ、農林水産業費の農業費の中で後継者の新規就農支援金、1人今回20万円、この中身はよそから来てというのではなくて、農業後継者、いわゆる父親が農業をやっていて、その息子さんなりが新規就農というかたちでの20万円というふうに捉えていいかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいということと、もう1点、担い手確保の関係の最後の1,918万円ですね。これ3戸の方にトラクター等の機械の導入に関わることですけれども、これはちょっと確認のようなことで申し訳なかったんですが、これ国の28年度の補正事業で行った、いわゆる50数億円の予算規模でやった事業の該当ということでよろしいのですよね、そういう捉え方で、この担い手、いわゆる担い手確保・経営強化支援事業という事業の該当者ということでよかったということ、その確認だけちょっとお願いしたい。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目の農業後継者育成事業20万円につきましては今、議員おっしゃるとおり農業後継者ですので、お父さんが農業やっていて、その息子さんが農業を引き継いだという方についての交付金でございます。内容につきましては150日以上従事したということが認められて初めて20万円を給付するというので今回1件の農家の方が対象になってございます。それから担い手確保・経営強化支援事業の1,918万円につきましては議員おっしゃるとおり国の補正予算対象でございまして、今回本町としましては3件が対象となって補助金を受けるということでございます。先ほどの後継者育成事業につきましては、基本的に1世帯何人でも、何人でもという表現がいいかどうかわかりませんが、例えばご長男が従事してまして、例えば次男の方、三男の方が一緒に農業をまたやるという場合についても対象にはなりますので、1件1人ということではございません。要するに後継者の方が親御さんと農業を行うという場合について対象になるということでございますのでご理解願います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 今一緒に質問すればよかったんですけども、今、最後の担い手確保の関係でもう一つだけ聞きたかったことがあったんですが、この事業についてはJAから各組合員の方にも取りまとめを募る中で非常に、これ27年度の補正のときに出た事業も同じなんですけれども、非常にハードルが高いということもありまして、なかなか大変だよというのは前段農協の職員の方々からも本町の職員、いわゆる農林商工課の職員の方からもちょっとお話は聞いていたところでありまして、実際何名の方がこの申し込みをされたのか、そしてその結果その3名になったのか、わかればちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今、議員おっしゃるとおりかなりハードルの高い事業であります。なぜハードルが高いかといいますと、この事業につきましては、ポイント制になってございまして、いろいろなポイントがございまして。例えば過去3年間に経営面積を拡大した項目ですとか、産業の6次化を行った、経営の効率化を行った、農業経営の法人化を行った、新規就農を行ったなど、9点ほど項目がございまして、それぞれの項目に当てはまってポイントがついて最終的には8ポイント以上がなければ対象外というんですか、採択にならないということで、今回の3件につきましては、それぞれのポイントで8ポイント、10ポイント、9ポイントというようなことで対象になりまして、それで申請をしたということで、ですから全体で何名ということでなくて、今回については3名の申請しかできなかったと。事前にうちの方でも検査をしてそれで3人の方が対象になるということで申請を行いました。ただですね、これもですね、国の考え方として個人のポイントプラス、地区のポイントというのがございまして。その地区で担い手集積率が90%以上とかというようなことがございまして、それも加味されて全体で国の方で判断すると。訓子府町の3件についてはポイントとして認められるということでございまして、議員おっしゃるようになかなかハードルの高い事業ということはないと思いますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。同じく5ページの環境保全型農業直接支払交付金事業について伺います。説明では減農薬の玉ネギが10戸とありました。町内に減農薬の玉ネギ栽培をしている農家がどれくらいあるのかということと、減農薬、これの基準がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 申し訳ございません。ちょっと減農薬の戸数についてはちょっと把握してございません。後ほど回答したいと思います。今回の対象につきましては、有機農業が対象でございます。減農薬というよりも有機農業を対象として有機農業を行っている方に対するの交付金ということでございまして、ちょっと減農薬の方が全部もらえるということでございません。今回有機農業を行っている方が10名で面積的には18.7haということで、その方々に対するの対象ということになってございまして、ちょっと減農薬の部分ではないということをご理解願いたいと思います。申し訳ございません。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。今の説明ですと、それじゃあ町内で有機農業をやっている方が10名ということですか。説明では減農薬ではなかったか。有機農業、それから減農薬、その分ける基準というのがわかりましたら教えていただきたいということ、10戸が今、訓子府町にいらっしゃるということなんですか。そういう判断でよろしいですか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず減農薬を今、訓子府町で行っている方が49戸ござ

います。この交付金につきましては、訓子府町クリーン農業推進協議会というのがございまして、そちらに対しまして町の方から交付をするということで、そのクリーン農業推進協議会の中で有機農業を行っている方が10名ということでございます。有機農業と減農薬の違いという部分に関しましてはちょっとその辺についてはまた後ほど回答したいと思いますけれども。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございますか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。1点お願いします。6ページです。教育振興費のリコーダー大会引率3人の分7万円については問題がないんですけども、その下の社会教育総務費、青少年教育推進事業、児童21人に対しての半額助成ということで、旅費の半額助成ですけども、これは私前から言っていますようにぜひ全額助成にしてあげてほしいなと思うんですけども、そのようなことの中で前に準要保護、そういう方にはある程度の補助というようなこともあったんですけども、これについては使われているのかどうかということをお聞きしたい。それと合わせてですね、今回のこのリコーダー大会っていうのはリコーダーに関しては確か訓子府のリコーダーは入賞はしなかったと思うんです。それで入賞しなくて特別参加ということで実績の中で全道大会に出れるということだったんですけども、これについては大会規則の中にそういうものがあるのでしょうか。いつもですから常時そういう特別参加という枠があるのか、さらに特別参加で出たチームがそのとき素晴らしかったら全国大会にも行けるのか。そこら辺のことをよろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） それでは今、リコーダーの全道大会に関する経費の中で準要保護についてのご質問がございましたけども、前の議会の中でもちょっとご説明申し上げましたけども、今年度からこういった社会教育で全道大会等に派遣するものの対象となっている児童の世帯については準要保護の該当については同額を補助するということで基準を改正させていただきまして拡大をしているところです。今回については出場する児童の中には2名対象者がいますので、あらためてご案内を申し上げて申請をいただくということを取り扱っていきたいというふうに思っています。

全道大会の派遣基準の関係ですけども、今回は金賞ではありませんでしたけども、北見地方の11月20日に開催されました北見地方のリコーダー大会で合奏の部で銀賞を受賞しているところです。これまでの経過の中で全道大会の北見地方の枠というのがあるようでして、その中で全道大会への地区推薦ということで全道大会への出場ということで決定をされたということをお聞きしております。また全道大会についてはまた全道大会の審査というのはまた別なものでありますので、これからまた全国大会、全道大会の成績が優秀であれば全国大会への出場なり推薦なりということがあると思います。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、今回のリコーダーの部分の特別参加なのかどうかというお尋ねだったかと思えます。今、管理課長の方からもお答え一部させていただきましたが、今回の11月20日のリコーダーフェスティバル、アンサンブルフェスティバルということでは、訓小につきましては、銀賞ということですので、それで特別参加という

ことではなくて、あくまでも北見地区のリコーダーの主催であります教育研究会からの推薦ということで全道大会に上がっていくということでございますので、特別参加ということではございません。ただ北見地区のこのリコーダーのレベルが高いということで推薦枠が全道の方から多くいただいているということで今回の訓小も銀賞ではありますが大会への参加の推薦をいただいたということでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ございませんか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） すいません、特別参加じゃないということで、ただ特別参加でないというのはわかったんですけども、銀賞であって、要するにその大会というのは金賞というのは何チームあって、じゃあ何チームが枠があって、それで銀賞でも推薦枠の中で出るということが出場基準にいつもなっている、なっているからきっと旅費を出すんだと思うんですけども、そこら辺の確認をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 金賞につきましては小学校で1校です。銀賞につきましては訓子府小学校ということで1校です。枠につきましては、詳細につきましてはちょっと今持ち合わせておりませんが、あくまでも先ほどお話ししました全道大会につきましては北海道リコーダー教育研究会というところが主催をしておりますので、そこからのオホーツク管内リコーダー教育研究会の方に全道枠、先ほど言いました北見地区のレベルが高いということでの枠をいただいているということでございますが、それにつきましては、参加状況によって変化あるのかどうかはちょっと申し訳ございません、今存じておりませんので、ちょっと回答になりませんが、以上のようなことでございます。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 申し訳ございません。先ほど西山議員からの質問の部分で減農薬と有機の違いとか、そのことについてのご質問でございました。まず減農薬につきましては慣行の通常まく化成肥料、それから化学肥料、それがですね、地域の基準というのがございまして、その2分の1以下に抑えるという部分について減農薬というふうになってございます。防除の農薬等もそうでございますけども、そういう部分を2分の1以下に抑えるという部分で施行されている方が減農薬ということになります。有機につきましては、化学肥料とか化成肥料、これ一切使わないと。あくまでも有機質の肥料だけという部分でございまして、それを一応3年間同一圃場^{ほじょう}で肥料を入れないと、3年以上入れないということで初めて認証されるという部分でございます。その違いでございましてご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。3款、1項、1目の方で社会福祉総務費なんですけども、ちょっと確認したいという事項とちょっと疑問の点が1点あります。それで先ほどから説明がありましたように、平成28年1月1日基準日としてこのような非課税者に対する支給といいますか助成を行うということで基本的には消費税引き上げまでの2年半の再再延長による交付というふうに確認させていただいております。それでそれは確か

1件3千円、一人あたりますから2年半で5ですから1万5千円というふうに思うんですけども、そういう解釈で間違いないかどうかということと、それでそのことによってそのときにその、その前ですか、確か障害者遺族基礎年金受給者、これ受給3万円とそれから低所得者の高齢給付金3万円というかたちで同じように出ていたと思うんです。再再に対して今回の補正で28年1月1日を基準にしているというかたちでちょっとそこら辺の重複があつて今回出てきていないのかとは思いますが、そこら辺の対応あたりが今後どうなっていくのかなということでお聞きしたいんですけども。

○議長（上原豊茂君） 堤議員、聞き取れないということで、要点だけでも一度。

○9番（堤 三樹磨君） どういうことで補助金が出たかということで確認をまずさせてもらいましたが、その解釈で間違いなかったかどうかということと、それとあと障害者遺族基礎年金受給者給付ですか、それと低所得高齢者給付金というかたちで、前回の前のときに確か1年前に同じようなかたちで出ていたと思うんですけども、それに対しては今後どうなっていくのでしょうかということ。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず3款、1項、1目の臨時福祉給付金につきまして、半年分で3千円、その2年半分なので1万5千円なのかということのご質問でございましたが、私も同じように捉えておりました。実際にそのようなことは書かれていないですけども単純に掛けるとそうなりますので、私の見解としても堤議員の見解と一緒にございました。

それとあと障害者向け給付金、それと高齢者向けの年金生活者の臨時給付金、こちら単価3万円ということで今年の4月からと10月からとそれぞれ受け付けを開始してはいたんですけども、これにつきましては、ちょっと今のところ国の方から何も示されておられないので今後どうなるかということとはちょっと今後の様子を見ていかなければいけないのかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 同じことで繰り返しの質問なんですけど、そうしますと基本的に繰越明許で来年4月以降で対応していくと思うんですけども、そのときに低所得者というかたちで、先ほど言いました高齢者給付金等の配布はその後でとりあえず今の段階では処理していくというかたちで考えてよろしいですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今回の予算計上させていただいております臨時福祉給付金につきましては受け付けが2月中旬ぐらいからになる予定です。そして受付期間は3か月という決まりがございますので、会計期間をまたいで5月の中旬まで受付期間があるということで、今回のこの1万5千円の部分について繰り越しさせていただくということになっておりますので、またその3万円とはまた別のこととなりますのでよろしいでしょうか。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。1点だけお伺いします。5ページの老人福祉

費の「はるる」へのロボットの導入で聞き漏らしたこともあるかもしれませんが、それも含めて3点ほどお伺いします。一つは事業費に対する補助率であります。それと2点目はこれ町を通じて申請者は「はるる」だと思うんですけども、ただ申請書が通過していったお金も通過してくるというかたちなのか。町がですね、このロボットの導入に対して何らかの導入後の実態等も変化等も含めて評価して「はるる」と何かこう情報交換するようなステップがあるのかどうか、ただ通過型なのかが2点目。なぜこういうことを聞くかという、「はるる」には4年間、私の母が大変お世話になったんですよ。それで施設長はじめ素晴らしいスタッフのマンパワーを私は感じたし、感動して感謝もしておりました。非常にこのスタッフと入居しているお年寄りとの交流というかね、日々の非常に素晴らしい施設だなと思ったわけです。そこに刺激も含めていろいろなデータ蓄積も含めて最新のロボットが入ると。お年寄りは物珍しさもあって刺激も受けて、それはそれでいいと思うし別に反対するなものもないんですけども、説明を聞いていくと労働の緩和という、過酷な労働の緩和という面をかなり強調されていましたのでね、入居者からの長い視点で見たらいいところもあるけども実はどうなのかなど。日本や世界の流れはもうこう流れなっていますからね、機械に頼るといふ、そして頼っているいろいろな問題起きていますから、この最後の^{つい}終の棲家^{すみか}ではないですけども、最後のお年寄りの拠点で過度にならないことを祈ってこういう質問をしているわけですけども、2番と今言った質問関連ありますけども、それはどうなっているか、心配も含めてお聞きしておきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 5ページの3款、1目、2項のロボットの導入についてでございます。これにつきましては事業費は基本全額でございますが、上限がありまして、それが92万7千円となっております。今回は2種類でするので、92万7千円の上限が二つあるということになりまして、その上限の内数だということでございます。

それとあと申請が通過型なのかということでございます。一応本町が申請書を受け付けさせていただいて国の方に申請させていただいております。あくまでも「はるる」の申請ということで国の方に申請させていただいております。しかし、「はるる」さんは今回デイも地域密着型になったこともあり、グループホームについてはもともと地域密着型でありますので、毎月こちらから毎月の監督指導も含めまして説明会といたしますか、そういったことがありますので、そちらにも出向いておりますし、年に1回とか監督指導もありますし、そういったことで町が今後のロボットを導入した影響もどうなっていくのかということは見ていきたいとは思っております。スタッフとの交流がやはり人にはかなわないとは思いますが、ただスタッフの作業を軽減することによって、より多く余裕を持って一人一人に対応できるのではないかと思いますので、夜はまた人が少なくなったりということもありますし、そういった効果はあるのかと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。6ページ、10款、5項、1目、社会教育費、これのリコーダーの大会の派遣費の半額補助で21万3千円なんだけれども、この金額よりも今、本町で子どもたちがいろいろな大会に派遣されているいろいろな行くというときに、私、相談受けたことがあったんです。中標津にサッカーで行くときに、お金がなくて行きたい

けど行けないという子どもが出たと。それでコーチから何とか教育委員会で予備費というようなものをもって、全員みじめな思いをしないで参加できる仕組みをつくっておいてもらわないと、どうにもならんと。それで相談を受けて、そのとき私は議員でなかったもので、議員だったらすぐ何とか教育委員会とも折衝してやるよというようなことを言えるんだけど、そうすると今、今回も誰かが言っていたけども、児童の貧困なんていうような言い方をされて大会に行きたくても行けない子どもたちがもしいるような状態でこういう派遣をするというときにね、どうフォローしてやっているのか。それでやれといたいけども、これは法律上難しいかもしれないしね、だからどのように考えて派遣を、安易に派遣、派遣といってもらってもね、本当は困るんだよね。きちんとしたものがなければ、だからそれについてどう考えているか、ちょっとだけ聞きたい。

○議長（上原豊茂君） 今、回答いただきますけども、質疑については個人の考え方を言うんでなくて、この出ている案件についても疑義を正すということなんで、その辺はご注意いただきたいと思います。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 6 ページの社会教育費の青少年教育推進事業の大会派遣費の関係でのご質問で、この大会派遣費につきましては、要綱を定めて、全道大会等においてはその大会派遣に要する経費の2分の1を助成するというかたちで今やっているところでございます。それで俗に言う経済的に困窮して、例えば低所得者、先ほど余湖議員のご質問にあったことにお答えしましたように、今年度から準要保護に該当する世帯については、残り2分の1についても助成するというので、結果的には全額助成しているということでございます。さらに今、中標津のお話もありましたように、少年団やいろいろな部活もそうなんですけど、活動によって練習試合に中標津とかいろいろな地方の大会に行くとか道東大会とかいろいろな大会もございまして、それは活動の中でそういうやっているということございまして、スクールバスの利用についてですね、その辺の利用も要請されたこともございまして、今年から管外に向けて1回だったか2回は日帰りの場合はその辺のところの部分は認めるというようなこともしていますので、教育委員会としましても経済状況に関わらず活動できるような状況に充実していこうと思っていますので、ちょっと全額を派遣するかどうかということではですね、そういった意味でいったらですね、今の基準の中で進めたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第74号の質疑を行います。議案書8ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第75号の質疑を行います。議案書17ページです。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号の質疑を行います。議案書19ページです。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号の質疑を行います。議案書20ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

議案第78号 第6次訓子府町総合計画についてを審議するため、議長を除く全議員をもって構成する第6次訓子府町総合計画審査特別委員会を設置し、これを付託の上、審査することにいたしたいと思っております。審査の期間につきましては、議会閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案を議決するまで審査を行うことといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議長を除く議員を第6次訓子府町総合計画審査特別委員に選任し、委員会に議案第78号の審査を付託することとし、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案を決定するまで審査を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたしますが、説明員については退席をお願いいたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

清井農業委員会会長から本日午後欠席する旨の報告がありました。

◎日程の追加

○議長（上原豊茂君） ただいま、町長からお手元に配付してあるとおり行政報告の申し出がありました。議事日程に追加し、町長からの行政報告を受けることといたします。

◎行政報告

○議長（上原豊茂君） この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） 昨日、本町で建設業を営んでおります久島工業株式会社 代表取締役 久島正之氏が来庁され、本年は訓子府町が開基120年を迎えた記念する年であり、また、会社が創立され90年を過ぎたことを期して、今後の町の発展に貢献いたしたく「教育施設の整備に役立ていただきたい」と、200万円の寄付がございました。

久島工業様のご厚志に心から感謝申し上げ、教育施設の整備に活用させていただきたいと存じます。

また、この寄付につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、次回の議会において、補正予算を提案させていただくことを申し上げ、教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ただいまの行政報告につきましては寄付に関わる案件のため、質疑を省略することといたします。

以上をもって行政報告を終了いたします。

◎議案第78号

○議長（上原豊茂君） それでは休憩中に第6次訓子府町総合計画審査特別委員会を開催し、正副委員長と理事が決定いたしましたので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それではご報告いたします。委員長に河端芳恵委員、副委員長に西森信夫委員、理事に山田日出夫委員、同じく堤三樹磨委員、同じく須河徹委員、同じく余湖龍三委員と決定いたします。

なお、審査期間は平成29年2月6日の月曜日から2月8日の水曜日までの3日間と決定いたしました。

以上です。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま河端芳恵君ほか4名から意見書案第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書、さらに河端芳恵君ほか4名から意見書案第6号 JR北海道への経営支援を求める要望意見書、また西森信夫君ほか4名から意見書案第7号 大雨災害に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号を日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

ここで意見書の配布の関係から少々時間をいただきたいと思います。暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時 5分

再開 午後 1時 6分

○議長(上原豊茂君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第5号

○議長(上原豊茂君) 次に、意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○3番(河端芳恵君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明いたします。

意見書案第5号

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年12月15日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者	訓子府町議会議員	河端芳恵
	〃	山田日出夫
	〃	須河徹
	〃	工藤弘喜
	〃	上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様

財 務 大 臣 様
総 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様
以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行えます。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（上原豊茂君） 次に、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第6号についてご説明をいたします。

意見書案第6号

J R北海道への経営支援を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年12月15日

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

提出者	訓子府町議会議員	河 端 芳 恵
	〃	山 田 日出夫
	〃	須 河 徹
	〃	工 藤 弘 喜
	〃	上 原 豊 茂

この要望意見書の説明につきましては、先ほどと同様、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
国土交通大臣 様
以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(上原豊茂君) これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○7番(川村進君) ちょっとこれ文章でね、訓子府町議会議長上原豊茂様というのに提出して、そして提出者が羅列されて一番最後に上原豊茂って入る。これ何かしっくりしないね。これちょっと今度、文章つくるときにね、これは今までずっとそう思っていたけど、ちょっとはっきり言っておくけども、何かおかしいんでないかい。このやり方。

○議長(上原豊茂君) この件については、ちょっと事務的な見解、説明が必要ですので暫時休憩といたします。

休憩 午後1時11分

再開 午後1時14分

○議長(上原豊茂君) それでは休憩前に戻り、会議を再開いたします。

意見書案第6号に対する質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって終了いたします。

これより意見書案第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（上原豊茂君） 次に、意見書案第7号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第7号についてご説明をいたします。

意見書案第7号

大雨災害に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年12月15日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者	訓子府町議会議員	西森信夫
	〃	堤三樹磨
	〃	余湖龍三
	〃	川村進
	〃	西山由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
総務大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様
農林水産大臣様
経済産業大臣様
国土交通大臣様
環境大臣様
内閣官房長官様
内閣府特命担当大臣（防災）様
以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第7号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

- 議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これにて、平成28年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時36分